

令和 5 年度（2023 年度）豊中市空家等対策計画策定支援業務委託 仕様書

業務の名称 令和 5 年度（2023 年度）豊中市空家等対策計画策定支援業務
委託期間 契約締結日から令和 6 年(2024 年)3 月 31 日まで

1. 業務の目的

本業務は、令和 4 年度（2022 年度）に実施した豊中市空家実態調査による報告書をもとに、本市の空家の状況をふまえた「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）」第 6 条第 1 項に基づく「豊中市空家等対策計画」（以下「計画」という。）の策定を行うものである。

2. 受託者の義務

受託者は、業務を円滑に進めるために、本市と綿密な打合せを行い、その都度、業務打合せ簿を作成し、本市の承認を得るものとする。また、受託者は本市から業務の進捗状況について報告を求められたときは、速やかに報告するものとする。

3. 委託業務内容

令和 5 年度(2023 年度)中に策定を予定している計画の策定作業全般にわたる支援業務及び計画素案(案)の作成業務を行うこと。

(1) 空家等対策に関する情報収集及び整理

「豊中市総合的な空き家対策方針」（平成 27 年(2015 年)3 月策定）に基づくこれまでの取組みの検証結果、豊中市空家実態調査(令和 4 年度(2022 年度)実施)による報告書等をもとに本市の基礎的データを収集・整理し、類似・近隣自治体との比較、本市を取り巻く社会経済状況等の整理・分析を行う。

(2) 附属機関の運営支援

計画について調査審議する附属機関である豊中市住宅マスタープラン検討委員会（同空家等対策部会含む。以下「委員会」という。）について、議題に即した資料作成、会場設営支援、委員会への出席及び資料の説明、議事録および委員意見への対応案の作成等を行う。

なお、附属機関の運営支援に係る受託者の費用負担は、雑費程度（委員への資料郵送代、委員の筆記用具、メモ用紙等）を予定しており、会場使用料、委員への謝礼については、本市が負担する。

委員会の概要は以下のとおり。

ア 委員会は、原則として公開で、委託期間内に計 6 回程度（1 回あたり 2 時間程度）の開催を予定している。会場は、原則として市庁舎内又は市内の市公共施設。

イ 委員会の委員は、7～8 名程度を予定している。（委員の委嘱は、本市が行う。）

（豊中市住宅マスタープラン検討委員会）5 名程度 2 回程度

（同空家等対策部会）7 名程度（委員会委員重複を含む。） 4 回程度

(3) 計画素案の作成支援

計画について、法の趣旨及び委員会での議論、貸与された豊中市空家実態調査報告書の活用による調査・分析の結果等を踏まえ、次のことに留意して、計画の素案(案)を作成する。

- ①第 4 次豊中市総合計画（後期基本計画）や豊中市住宅マスタープラン等関連計画との整合を図る。
- ②他市の空家等対策計画や施策についても広く情報収集・調査を行い、建築、不動産流通、相続、まちづくり等の多様な観点から分析するとともに、必要に応じて、事業者等へのヒアリングを実施する。
- ③本市の特性等をふまえた施策、施策に対する評価指標の考え方及び評価指標を提案する。

(4) 意見公募手続き（パブリックコメント）の支援

市民の意見を幅広く反映していくため、本市が予定している意見公募手続き（パブリックコメント）の実施に向け、必要な支援を行う。

①パブリックコメント用資料及び周知用チラシの作成等

計画の素案について、市民から意見を募集するために、素案の冊子のほか、分かりやすく概要をまとめたパブリックコメント用資料（A3 2 枚程度）及び周知用のチラシを作成し、本市の印刷及びホームページ掲載のために必要なデータを提出する。

②パブリックコメントに寄せられた市民の意見を集計し、分類・整理する。

(5) 計画(案)の作成支援

上記(1)から(4)で整理された内容をふまえた計画(案)の作成の支援を行う。

(6) 計画冊子のデザイン及び冊子の作成等

計画及びその概要版を作成するとともに、本市での印刷及びホームページ掲載のために必要なデータを、本市に提供する。

	仕様
計画冊子	A4 版、フルカラー、150 ページ程度（参考資料含む）、写真・イラスト使用
計画（概要版）冊子	A4 版、フルカラー、8 ページ程度、写真・イラスト使用

(7) 上記以外の業務

ア 打合せ協議

適宜打合せ協議を行う。協議に当たっては ZOOM 等による Web 会議を併用するものとする。

イ 資料作成

本市の政策会議等に必要な中間報告書（概要版 A3 2 枚程度）の作成を行うこと。

4. 業務体制

全体の総括責任者を 1 名、その他の従事者として担当者を 2 名以上配置すること。

5. 貸与資料

本業務を進めるにあたり、受託者は本市より以下の資料の貸与を受け、貸与された資料は責任を持って保管し、漏洩、紛失、破損を生じないように細心の注意を払い、業務終了後に速やかに返却するものとする。

- (1) 令和4年度(2022年度)豊中市空家実態調査 報告書
- (2) 第4次豊中市総合計画(後期基本計画)
- (3) 豊中市住宅マスタープラン
- (4) その他必要資料

6. 提出書類

受託者は、本業務実施にあたって、業務開始前に以下の書類を速やかに本市に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 業務着手届
- (3) 業務工程表
- (4) 情報漏洩等に係る対策に関する誓約書
- (5) 豊中市暴力団排除条例施行規則(平成25年規則第82号)第2条各号に該当しない旨の誓約書
- (6) その他本市が指示するもの

7. 成果品

本市に納品する成果品は以下のとおりとする。また、紙資料「委員会用資料」については本市の指定する部数、その他の資料は10部、電子データはCD-R、DVD-R等に収録して提出する。

なお、本業務の成果品の著作権は本市に帰属し、受託者は本市の許可なく成果品の複製又は第三者に公表、貸与等をしてはならず、業務完了後は本市の承諾を得ずに、本業務によって得られた成果品をはじめとする各種資料は保持しないこととする。

- (1) 空家等対策計画及びその概要版
- (2) 空家等対策計画中間報告書
- (3) 業務打合せ簿
- (4) 委員会用資料
- (5) 委員会の議事録及び議事要旨
- (6) パブリックコメント用資料及びその概要版冊子(カラー、印刷及びホームページ掲載用データ含む)
- (7) パブリックコメント周知用チラシ(カラー)
- (8) その他本市が指示するもの
- (9) 本業務で取得、利用又は作成した資料

※いずれもデザイン含む。

※報告書等の作成に利用した各種資料については、電子データにて提出すること。

※電子データはMicrosoft Word、Microsoft Excel、Microsoft Power Point、Adobe Acrobatを基本とする。その他のアプリケーションを用いる場合は、本市と協議を行う。

8. その他

- (1) 本委託業務は、本仕様書によるほか、関係法令等に準拠して実施するものとする。
- (2) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び豊中市個人情報保護条例（平成 17 年条例第 19 号）を遵守し、業務上知り得た内容を第三者に漏洩してはならない。
なお、個人情報保護の観点から、受託者は、「誓約書」を提出すること。
- (3) 業務上、受託者の不注意や不備により生じたすべての費用は、受託者の負担とする。
- (4) 受託者は、本委託業務実施中に生じた諸事故に関して一切の責任を負い、本市に発生原因・経過・被害状況等を速やかに報告し、本市の指示に従うものとする。本委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の賠償のために生じた経費は、受託者が負担しなければならない。
- (5) 業務の再委託は原則禁止することとし、必要がある場合は本市と受託者が協議するものとする。
- (6) 仕様書に明記されていない事項については、本市と受託者が協議の上、決定する。
- (7) 本仕様書は、委託業務に係る提案を募集するにあたり、最低限の必要事項を記載している。応募にあたっては、本仕様書の内容をふまえたうえで、最良の提案を行うこと。受託候補者の決定後、プロポーザルでの提案内容をふまえ、委託契約に係る仕様書を決定するものとする。
- (8) その他、事業の実施に際しては、本市の指示に従うこと。